

第1号議案

全国学力・学習状況調査の結果公開に係る異議申立てに対する決定について

全国学力・学習状況調査の結果公開に係る異議申立てに対する決定について、別紙のとおりの方針とする。

平成21年7月17日

大阪府教育委員会

<参考>

[趣旨]

全国学力・学習状況調査の結果公開に係る異議申立てについて、大阪府情報公開審査会答申を尊重するとともに、各市町村及び各学校の教育活動や今後の調査の円滑な実施に与える影響を勘案した上で、学校別平均正答数（率）及び一部の市町村別平均正答数（率）を除き、公開決定をするに当たっての方針を定める件。

[根拠規定]

大阪府情報公開条例

(公開しないことができる行政文書)

第八条 実施機関(公安委員会及び警察本部長を除く。)は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている行政文書を公開しないことができる。

四 府の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、契約、交渉、渉外、争訟、調査研究、人事管理、企業経営等の事務に関する情報であつて、公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの

(審査会への諮問)

第二十条 公開決定等について、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)に基づく不服申立てがあつた場合は、当該不服申立てに対する決定又は裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、大阪府情報公開審査会(以下「審査会」という。)に当該不服申立てに対する決定又は裁決について諮問しなければならない。

一・二 (略)

(答申等)

第二十九条 (略)

- 3 諮問実施機関又は諮問実施法人は、審査会が第一項の規定による答申をしたときは、これを尊重して、速やかに、当該答申に係る不服申立てに対する決定又は裁決をしなければならない。

大阪府教育委員会事務決裁規則

(委員会決裁事項)

第三条 委員会が会議の議決により決裁する事項は、次のとおりとする。

二十一 委員会が決裁した事項に係る争訟に関すること。

二十三 前各号に準ずる事項に関すること。

全国学力・学習状況調査の結果公開に係る異議申立てに対する決定について

全国学力・学習状況調査の結果公開に係る異議申立てについては、大阪府情報公開審査会答申を尊重するとともに、結果公開に伴い、各市町村・学校の教育活動や今後の調査の円滑な実施に与える影響を勘案した上で、以下のとおり決定する。

■ 本件決定に係る具体的な判断及び理由

論点	審査会の判断	府教育委員会の対応（案）
学校数 児童数 生徒数	<p>公開すべき</p> <p>文部科学省において公表されている情報ではないものの、これを公開しても、当日、欠席や遅刻、早退などにより、各調査の集計対象とならなかった児童又は生徒の人数がわかるだけであり、府又は国等の事務に著しい支障があるとは認められない。</p>	<p>答申どおり</p>
学校別 平均正答 数（率）	<p>公開すべきではない</p> <p>児童生徒が直接所属し日々学習する集団の数値であること、また、府内の学校別平均正答率のバラツキは相当大きいことから、下位の学校の児童生徒が劣等感をもち、学習意欲を減退させるなどの教育活動に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる。</p>	<p>答申どおり</p>
市町村別 平均正答 数（率） 〔H19 の数値を 含む〕	<p>公開すべき</p> <p>○市町村は児童生徒が直接所属する集団ではないことから、児童生徒の学習に及ぼす影響は比較的小さい。</p> <p>○実際、多くの市町村教育委員会が平均正答率等を公表している。</p>	<p>答申どおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 府内の多くの市町村教育委員会においては、平均正答数（率）や、調査によって明らかになった課題の分析、今後の改善策等について、保護者・地域住民への説明責任を果たすべく自主的な判断で公表を行っている。 ○ また、平均正答率（数）を既に公表している市町村において、生徒・保護者の間で、結果公表に伴う大きな混乱は生じていない。 ○ 以上の点から、現時点において、府教育委員会が市町村別の平均正答率（数）を公開しても、市町村・学校に大きな混乱が生じることや調査の円滑な実施に支障が起こることはないと考えられる。

論点	審査会の判断	府教育委員会の対応（案）
<p>1 小 1 中 の 町村別 平均正答 数（率）</p>	<p>公開すべき</p> <p>小学校又は中学校が1校のところがあるが、学校別の数値が公開されない以上、学校間の序列化は生じず、市町村間の数値のばらつきも、比較的小さいことから、市町村別の数値と同様に考えるべきである</p>	<p>公開しない</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 府内には、小学校1校（1町）、中学校1校（6町村）の行政区があり、当該町村の平均正答数（率）は、児童生徒が直接所属する集団である学校の数値と同様である。 ○ 答申では他の市町村の学校別数値が公開されていないので学校間の序列化は生じないとしているが、当該町村間の数値を比較することで学校間の比較が可能となるとともに、他市町村の数値との比較により当該学校の府内での相対的な位置が明らかになる。 ○ このことは、答申が学校別数値の公開について述べているとおり、児童生徒が無用の劣等感を持ち、学習意欲を減退させるなど、各学校の教育活動に著しい支障を及ぼすおそれがある。 ○ 以上の点から、府教育委員会が1小1中の町村別平均正答率（数）を公開すると、市町村・学校に大きな混乱が生じ、調査の円滑な実施に支障が起こればと考えられる。